

変更契約の締結及び専決処分の予定について  
(青森市営野球場(ダイシンベースボールスタジアム)スタンド改修工事)

令和 8 年 1 月 2 1 日  
総務企画常任委員協議会  
総 務 部 契 約 課

- 1 工事名 青森市営野球場(ダイシンベースボールスタジアム)スタンド改修工事  
(令和 7 年第 2 回定例会議決)

〈工 期〉 令和 7 年 7 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

〈相手方〉 北斗建設株式会社 代表取締役 平川 五十吉

- 2 変更内容

令和 7 年 3 月 1 日から適用する公共工事設計労務単価(以下「新労務単価」という。)が従前の労務単価に比べ上昇したことを受け、国においては、予定単価の積算に旧労務単価を適用し、令和 7 年 3 月 1 日以降に締結した工事請負契約について、新労務単価に基づく請負代金額に変更できる特例措置を行うこととした。

本市においても国と同様に対応することとしたところ、契約相手方から請負代金額の変更協議の請求があったことから、協議の結果、請負代金額の増額変更を行うものである。

また、既存受水槽に漏水が確認されたが、交換部品がなく、修繕が不可能であることから、新たな受水槽の設置が必要となったことに加え、スタンドの防水下地のモルタルの一部に、はく離のおそれがあることが判明したため、防水性能を確保するためのモルタルはく離対策工事が必要となった。

これらの事実は、青森市工事請負契約標準約款第 18 条(条件変更等)第 1 項第 5 号に該当し、設計変更の対象となることから、同条第 5 項の規定に基づき請負代金額の増額変更を行うものである。

- 3 変更予定額

|   | 区分           | 金額                                                 | 変更理由                                            | 処理                                      |
|---|--------------|----------------------------------------------------|-------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| ① | 当初契約         | 423,500,000 円                                      |                                                 | R7.5.7 仮契約<br>R7.6.26 議決<br>R7.6.30 本契約 |
| ② | 変更契約<br>(予定) | 449,870,300 円<br>[内訳]<br>増 26,370,300 円<br>(6.23%) | 特例措置の適用による労務単価の変更<br>受水槽設置工の増工<br>モルタルはく離対策工の増工 | R8 1 月専決処分予定<br>R8 第 1 回定例会報告予定         |

- 4 変更契約予定 令和 8 年 1 月中を予定



○地方自治法(抄)

第百八十条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

② (略)

○地方自治法第 180 条第 1 項の規定による市長の専決処分事項の指定について(抄)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 180 条第 1 項の規定により次に掲げる事項は、市長においてこれを専決処分にするものとする。

- 一 青森市議会の議決に付さなければならない契約並びに財産の取得及び処分に関する条例(平成 17 年青森市条例第 85 号。以下「条例」という。)に基づく契約並びに財産の取得及び処分で議会の議決を経た後において当該契約並びに財産の取得及び処分に係る金額に変更を要する場合に、変更により増減する金額が変更前の金額の 10 分の 1 に相当する額を超えないもの。  
二～八 (略)

○公共工事設計労務単価の改定に伴う特例措置等の実施について(令和 7 年 4 月 7 日付青森市通知文書抜粋)

- 1 措置の内容

令和 7 年 3 月 1 日以降適用の労務単価(以下「新労務単価」という。)の決定に伴い、2 に定める工事の受注者は、「青森市工事請負契約標準約款」第 51 条(令和 7 年 4 月 1 日以降に公告又は指名競争入札を行う工事については第 52 条)の規定に基づき、令和 6 年度の労務単価(以下「旧労務単価」という。)に基づく契約を新労務単価に基づく契約に変更するための請負代金額の変更の協議を請求することができる。

- 2 対象工事

令和 7 年 3 月 1 日以降に契約を締結した工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているもの。

- 3 請負金額の変更

変更後の請負代金額については、次の方式により算出する。

変更後の請負代金額 = 新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格×当初契約の落札率

○青森市工事請負契約標準約款 抜粋

(条件変更等)

第 18 条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちにその旨を監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 設計図書で明示されていない施工条件について予想することのできない特別な状態が生じたこと。

2～4 (略)

5 前項の規定により、設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。  
(その他の協議事項)

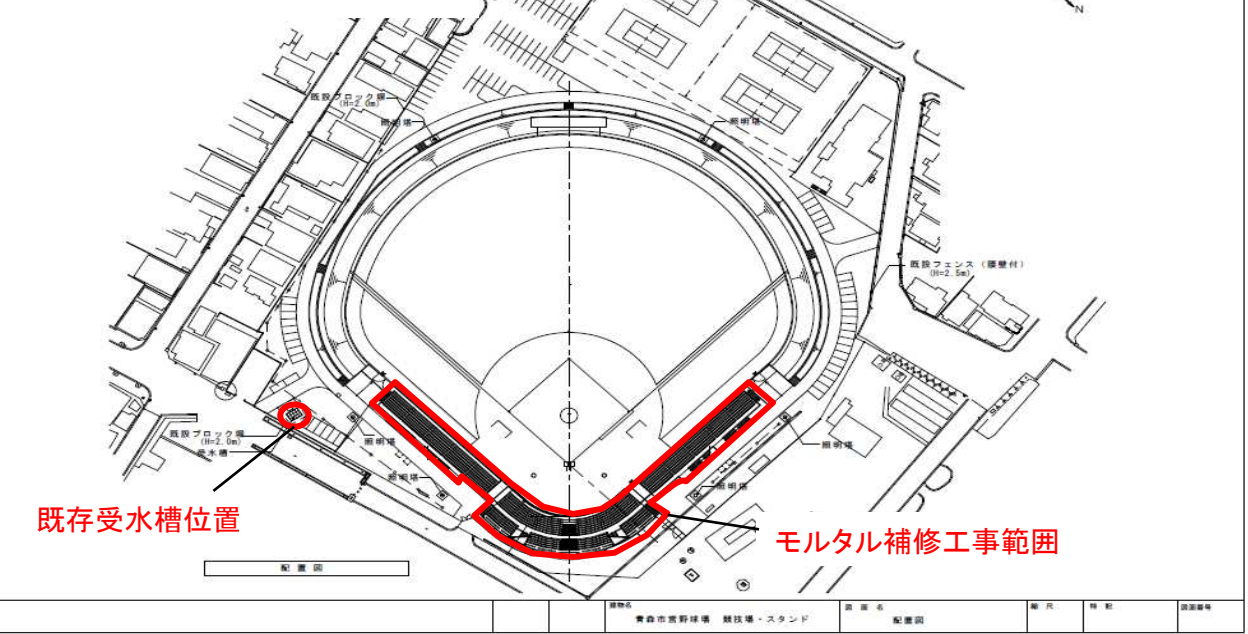
第 52 条 この約款に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、発注者と受注者とが協議の上、定めるものとする。

＜工事概要＞

工事場所 : 青森市合浦二丁目 14 番 53 号

構造・規模 : 鉄筋コンクリート造 3 階建

延床面積 : 3,260.07㎡



平面図